

付議 第 6 号

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

平成 29 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例

高知県立図書館設置条例（昭和25年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高知県立図書館の設置及び管理に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、県民の利用に供することにより、県民の暮らしや仕事に役立ち、地域を支える情報拠点として、県民の教育及び文化の発展並びに地域の振興に寄与するため、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）を高知市に設置する。

第2条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「の施行について」を「に定めるものほか、県立図書館の管理に関し」に改め、同条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（休館日等）

第2条 県立図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

- （1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次条第1項において「休日」という。）に当たるときを除く。）
- （2） 12月29日から翌年の1月4日までの日
- （3） 館内整理日（毎月第3金曜日（8月及びその日が休日に当たる月を除く。））
- （4） 資料特別整理期間（8月中に4日以内で教育委員会が定める日）

（開館時間）

第3条 県立図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(損害賠償)

第4条 県立図書館を利用する者は、故意又は過失により県立図書館の資料等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(事務の委託)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、県立図書館の管理に関する次に掲げる事務を高知市に委託する。

- (1) 施設及び設備の管理に関する事務
- (2) 研修室、集会室、ホール及び駐車場の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- (3) 行政財産の目的外使用に関する事務
- (4) 専門性を要しない図書館業務に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の高知県立図書館の設置及び管理に関する条例第5条の規定による事務の委託は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

参考資料 1

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築による新たな図書館が整備されることに伴い、高知県立図書館の管理運営に関する事項を定める等必要な改正をしようとするものである。

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築による新たな図書館が整備されることに伴い、高知県立図書館の管理運営に関する事項を定める等必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

- (1) 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、県民の利用に供することにより、県民の暮らしや仕事に役立ち、地域を支える情報拠点として、県民の教育及び文化の発展並びに地域の振興に寄与するため、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）を高知市に設置すること。（第1条）
- (2) 県立図書館の休館日は、次に掲げるとおりとすること。ただし、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができること。（第2条）
 - ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（（3）において「休日」という。）に当たるときを除く。）
 - イ 12月29日から翌年の1月4日までの日
 - ウ 館内整理日（毎月第3金曜日（8月及びその日が休日に当たる月を除く。））
 - エ 資料特別整理期間（8月中に4日以内で教育委員会が定める日）
- (3) 県立図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとすること。ただし、日曜日、土曜日及び休日の開館時間は、午前9時から午後6時までとし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができること。（第3条）
- (4) 県立図書館を利用する者は、故意又は過失により県立図書館の資料等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならないこと。（第4条）
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、県立図書館の管理に関する次に掲げる事務を高知市に委託すること。（第5条）
 - ア 施設及び設備の管理に関する事務
 - イ 研修室、集会室、ホール及び駐車場の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
 - ウ 行政財産の目的外使用に関する事務
 - エ 専門性を要しない図書館業務に関する事務

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立図書館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立図書館設置条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、県民の利用に供することにより、県民の暮らしや仕事に役立ち、地域を支える情報拠点として、県民の教育及び文化の発展並びに地域の振興に寄与するため、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）を高知市に設置する。

第 1 条 図書館法（昭和25年法律第118号）の目的を達成するために、県立図書館を高知市に設置する。

（休館日等）

第 2 条 県立図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日（次条第 1 項において「休日」という。）に当たるときを除く。）

（2） 12月29日から翌年の1月4日までの日

（3） 館内整理日（毎月第3金曜日（8月及びその日が休日に当たる月を除く。））

（4） 資料特別整理期間（8月中に4日以内で教育委員会が定める日）

（開館時間）

第 3 条 県立図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとす

る。ただし、日曜日、土曜日及び休日の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(損害賠償)

第4条 県立図書館を利用する者は、故意又は過失により県立図書館の資料等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(事務の委託)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、県立図書館の管理に関する次に掲げる事務を高知市に委託する。

(1) 施設及び設備の管理に関する事務

(2) 研修室、集会室、ホール及び駐車場の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務

(3) 行政財産の目的外使用に関する事務

(4) 専門性を要しない図書館業務に関する事務

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、県立図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第2条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

オーテピア高知図書館

- 県立図書館と市民図書館の二つの組織を置く。
- 両図書館が同じ空間に同時に存在し、エリア区分なく共同で施設を使用する。
- それぞれの役割と機能を果たしながら、共通する業務を一体的に実施する。

二つの行政主体（県市）の存在による矛盾が生じないよう、仕組みづくりが必要

「連携協約(地方自治法第252条の2)」の活用
「事務の委託(地方自治法第252条の14~16)」

①オーテピア高知図書館の共通業務に係る連携協約

両図書館に共通する業務を連携して実施するに当たり、「基本方針」及び「役割分担」を定める。

目的 【第1条】

- 両図書館の役割分担を明確にした上で相互に連携して取り組むことにより、
⇒オーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として、暮らしや仕事に役立ち、併せて本県の読書環境及び情報環境の充実及び向上に寄与する。

基本方針 【第2条】

- 両館の休館日、開館時間等を始め、図書館の管理運営に関する必要な事項について、方向性及び内容を合わせる。
- 共通業務の実施に当たっては、役割分担を明確にし、相互に連携を図る。

共通業務の内容及び役割分担 【第3条】

共通業務	内容	県	市
事業企画・広報	・新サービス・取組の企画 ・イベント等の企画・実施 ・広報の企画・実施 等		
調整・管理・運営	・予算・事業・研修計画等の調整 ・事業の進捗管理・評価 等	県が主体となって市と相互に連携しながら実施	県と相互に連携しながら実施
システム管理・運営	・図書館情報システム及びホームページの管理・運営		
窓口等での直接サービス	・図書館資料・情報の貸出し、返却、閲覧、予約、レファレンスサービス等 ・企画展示やイベント、出前図書館等の実施	市と相互に連携しながら実施 <small>※県内の子ども読書活動支援については、県が主体となって実施</small>	市が主体となって県と相互に連携しながら実施
課題解決支援サービス	・専用カウンターでの資料・情報の提供、専門機関の紹介 ・専門機関と連携した相談会、企画展示等の開催 ・窓口で即時に対応できない調査・照会等への対応 ・専門機関と連携したセミナー等の企画・広報 等	県市が相互に連携しながら実施 ※窓口業務等： 市が主体となって実施 ※窓口以外の業務等： 県が主体となって実施	
施設管理等	事務の委託に関する規約の定めるところによる。		

その他の主な規定

- 【第4条】経費負担：共通業務を実施するために要する経費は、県市が協議して定める。
- 【第5条】連絡会議：県市の連絡調整を図るため、定期的に開く。
- 【第6条】協議：関係する条例等を制定・改廃しようとするときは、事前に県市で協議
- 【第7条】連携協約の変更及び廃止：県市が協議し、事前に議会の議決を得る。
- 【第9条】効力の発生：県市が連携協約を締結した旨の告示をした日

②高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例

※改正のポイント

- ◇県立図書館の設置条例を設置及び管理に関する条例に改正
- ◇休館日・開館時間等、現在は規則に規定している図書館の管理に関する事項を条例に規定
- ◇施設の管理業務等を高知市に委託することを規定



設置 【第1条】

- 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、県民の利用に供することにより、県民の暮らしや仕事に役立ち、地域を支える情報拠点として、県民の教育及び文化の発展並びに地域の振興に寄与する。

休館日等・開館時間 【第2条・第3条】

- 休館日、開館時間等、県市で条例に規定する内容を合わせる。

休館日	(1)月曜日(休日を除く。)
	(2)12月29日から翌年の1月4日までの日
	(3)館内整理日(毎月第3金曜日(8月及び休日を除く。))
	(4)資料特別整理期間(8月中旬に4日以内で教育委員会が定める日)
開館時間	午前9時から午後8時まで ただし、日曜日・土曜日・休日は、午前9時から午後6時まで

※特に必要があると認めるときは、臨時休館、臨時開館、開館時間の変更を可能とし、柔軟に運用する。

施行期日

- 規則で定める日から施行
ただし、第5条の規定による事務の委託は公布の日から施行

損害賠償 【第4条】

- 利用者は、故意又は過失により県立図書館の資料等を損傷し、滅失したときは、損害を賠償しなければならない。

事務の委託 【第5条】

- 県立図書館の管理に関する次の事務を、県から市に委託する。

- (1)施設及び設備の管理
- (2)研修室・集会室・ホール・駐車場の使用の許可及び使用料の徴収(減免・還付を含む。)
- (3)行政財産の目的外使用
- (4)専門性を要しない図書館業務

⇒高知県立図書館に係る事務の委託に規定 【第1条】

③高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託

市が一元的に実施することで、業務の効率化・合理化が図れる県の業務を市に委託する。

管理及び執行の方法 【第2条】

- 委託した事務の管理及び執行については、市の条例、規則等の定めるところによる。

予算・決算等 【第3条～第6条】

- 委託した事務の管理・執行に要する経費は、県の負担【第3条】
⇒経費の額及び負担方法は、県市で協議
- 委託事務に係る収入・支出は、市の歳入歳出予算に分別して計上【第4条】
- 管理・執行に伴い徴収する使用料は、市の収入【第5条】
- 市は、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を県に通知【第6条】

条例等の改正等 【第8条】

- 市は、関係する条例等を制定・改廃しようとするときは、事前に県と協議
- 条例等が制定・改廃された場合は、直ちに県に通知
- 県は、通知があったときは、直ちに条例等を公表

※施設の使用料(ホール、駐車場等)については別紙(案)のとおり。

連絡会議 【第7条】

- 県市の連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開く。

施行期日

- 県市が告示した日



施設の使用料について (案)



【新図書館整備課】

1 ホール・研修室・集会室

(1) 施設概要

オーテピア 4階：ホール 120 席 (机なし 200 席)、研修室 90 席、集会室 72 席

(2) 設定にあたっての考え方

◇施設の有効活用等の観点から、オーテピアの各施設が利用しない時間帯に貸し出す

区分	時間	基本使用料			超過使用料 (超過時間 1時間あたり)
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後8時まで	
ホール (205.17㎡)		円 10,440	円 13,920	円 10,440	円 3,480
研修室 (141.17㎡)		円 7,170	円 9,560	円 7,170	円 2,390
集会室 (127.65㎡)		円 6,480	円 8,640	円 6,480	円 2,160

(※時間×面積×単価 15.73 円/時間×1.08)

- ・前後の準備時間や事務手続きの簡素化を考慮し、区分使用料金とする
- ・料金徴収の場合は、施設の維持管理費程度で設定 (※施設整備に係る国との協議事項)
- ・近隣の類似施設を参考
⇒ 1㎡あたりの単価：15.73円/時間 (維持管理費相当額)

※参考

○近隣類似施設の 1㎡あたりの単価

- 県民文化ホール第11多目的室 (15.9円/時間)
- 中央公民館大会議室 (かるぽーと) (18.3円/時間)

(3) 減免の取扱い (※調整中)

区分	内容
全額免除	①オーテピアの各施設が使用するとき ②高知市、高知市教育委員会、高知県又は高知県教育委員会が主催する事業に使用するとき ③オーテピアの各施設、高知市、高知市教育委員会、高知県又は高知県教育委員会が共催する事業に使用するとき ④国又は地方公共団体が社会教育事業に使用するとき ⑤その他特に必要と認めるとき

2 駐車場

(1) 駐車可能台数

○1F 平面駐車場：40 台 ○地下機械式駐車場：60 台

※周辺民間駐車場を活用 ⇒ コインパーキングを除く 13 箇所、駐車可能台数約 1,400 台
(オーテピアから半径 300m 圏内の街区 ※平成 29 年 1 月調査)

(2) 設定にあたっての考え方

◇図書館・声と点字の図書館・科学館の利用者は最初の 1 時間まで免除

区分 (一台につき)	使用料	設定に当たっての考え方
最初の 1 時間まで	円 400	・オーテピア利用者以外の使用を抑制できるような料金に設定 ・周辺民間駐車場の経営を圧迫しない料金設定
最初の 1 時間を 30 分までごとに	円 100	・長時間の利用者及び周辺民間駐車場に配慮した料金設定

※参考

○最も多い料金設定 【※周辺駐車場の料金調査 (H28 年 11 月実施)】

⇒ 「最初の 1 時間まで」 300 円 (箇所数：29/57)

「最初の 1 時間を 30 分までごとに」 100 円 (箇所数：23/57)

○収支見込み △7,638,537 円

⇒収入見込 (駐車場使用料) 40,974,200 円－支出見込 (近隣駐車場利用料) 48,612,737 円
※年間来館者 100 万人をもとに岡山県立図書館を参考にし、館内、近隣駐車場の利用台数を開館時間、平均利用時間、駐車可能台数から試算

(3) 減免の取扱い (※調整中)

区分	内容
最初の 1 時間 まで免除	・オーテピアの各施設の利用者に限り、1 回あたりの使用につき免除
全額免除	・その他特に必要と認めるとき <参考：例> ①オーテピアの各施設及び県・市が主催・共催する事業で使用するとき ⇒ 会議・イベント等の関係者 (委員、講師、専門機関担当者等) ②上記以外の者が主催する事業で使用するとき ⇒ イベント等の主催者 (台数限定)